

各政策の長期的な方向性

—健康・福祉—

[目 次]

政策 1	健康.....	1
政策 2	医療.....	3
政策 3	衛生.....	4
政策 4	高齢者支援.....	5
政策 5	障害者支援.....	6
政策 7	低所得者支援.....	7
政策 8	地域福祉.....	8
政策 16	人権・平和・ユニバーサルデザイン.....	10

一政策1 健康一

【政策を取り巻く現状と課題】

- 本区の65歳健康寿命は、男性が80.56歳、女性が82.51歳と東京都の平均を下回っているほか、自殺死亡率については国や東京都に比べ高い傾向にあります。また、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的に、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行されています。今後、健康づくりに無関心な人や働く世代の運動習慣・食生活の改善を促すことや喫煙対策などの健康づくり支援を図ることで健康寿命を延ばし、自殺の防止に向けた全庁的な体制づくりを講じていく必要があります。
- 本区では、より安心して子育てできる環境を整備していくため、ゆりかご面接やこんにちは赤ちゃん訪問事業、保健センターや子ども未来プラザなど身近な施設での個別面談等を通じて、妊娠期から就学までの子育て期にかけて、母親の育児不安や孤立感の軽減に向けた相談支援を行っています。今後も、健康診査が未受診の家庭に対する支援、産婦へのケア、不安を抱える保護者に対する相談体制づくりを進め、児童虐待の未然防止及び早期発見につなげていく必要があります。
- 「過去1年以内に健康診断を受けていない」人は約2割おり、特に20代、30代で高くなっています。また、国民健康保険では、糖尿病に対する医療費は増加傾向にあります。胃がん・乳がんなどのがん検診の受診率も低い状況です。今後、若年者への健康診査の受診勧奨、糖尿病の発症や合併症の進行の予防、がんの検診の質を確保し、受診率向上に取り組むほか、歯と口の健康習慣を定着させ、健康寿命の延伸を図る必要があります。
- 本区では「かつしかの元気食堂」の認定等、環境整備を進めていますが、20代、30代の若年者や、乳幼児のいる家庭の朝食欠食率の高さや低栄養によるフレイルになりやすい高齢者への対応などの課題があります。今後、健康な食生活に向けた行動変容や高齢者が必要な栄養を摂取できる取組を進め、区民の健康な食生活を推進していく必要があります。

【今後10年間で取り組む方向性】

- 区民一人ひとりがそれぞれの年代に合わせて主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。また、自殺に係る相談体制づくりや関係機関との連携を進めます。さらに、法令に基づいた受動喫煙対策を図り、望まない受動喫煙のないようにするとともに、区民が喫煙による健康への影響を理解し、適切な健康習慣を身に着けることができるよう進めます。
- 健康診査などを通して子どもの成長や家庭の状況等を把握するとともに、妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援体制を強化します。
- 若年者が健康診査の受診をきっかけとして自ら健康管理ができるよう支援するとともに、糖尿病の発症や重症化を予防します。また、総合的ながん対策や、歯科保健対策などに取り組めます。
- 区民の健全な食生活を促進するため、性別や年齢等を考慮した食生活の改善に向けた啓発活動を推進します。



【基本構想に描く長期的な方向性】

- 区民の健康への意識を高めながら、区民一人ひとりが、それぞれの年代に合わせて主体的にこころとからだの健康づくりに取り組める環境を整備し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるまちをつくります。
- 妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援体制を整備し、安心して子どもを産み育てられるまちをつくります。

一政策2 医療一

【政策を取り巻く現状と課題】

- 医療技術の進歩により入院日数の短縮化が進んだことや高齢化の進行により、在宅で医療を受ける区民が増加しています。区民が住みなれた地域で質の高い医療を安定的に受けることができるよう、医療資源の確保に努めるとともに、医療機関などの連携強化等、在宅医療体制を充実させていく必要があります。また、災害発生時を含めた応急の医療体制を強化していく必要があります。
- 自立支援医療（精神通院医療）申請者数は増加傾向にあります。精神疾患のある方が安定して在宅療養を続けられるよう支援に取り組んでいます。精神疾患の早期発見・早期治療に結びつけるための普及啓発や家族への支援体制を構築していくとともに、「親亡き後」を見据えて地域全体で支える体制を構築する必要があります。
- 現在、国民健康保険は、増え続ける支出を保険料等の収入で賄えず、不足分を一般会計からの繰入金で補う厳しい財政運営が続いています。国民健康保険を安定的に運営していくためには、保険料の収納率向上を図るとともに、医療費の適正化に向けて、生活習慣病の発症及び重症化の予防や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用を促進するなどの取組を推進していく必要があります。

【今後10年間で取り組む方向性】

- 地域の中で、区民が切れ目なく質の高い医療を安定的に受けられるようにするため、医療と介護の連携体制整備を進めます。また、休日・夜間等における応急の医療体制の確保や災害時医療救護体制を強化していきます。
- 精神疾患がある方を医療につなげ、治療を継続できるように努めるとともに、精神疾患がある方の「医・職・住」を地域全体で支える体制を構築します。
- 保険料収入の安定的確保に向け、新規加入者については口座振替原則化より、確実に保険料を納付してもらうとともに、負担の公平性の観点から、適切な滞納整理を進め、収納率の向上を図っていきます。また、医療費の適正化に向けて、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上により、生活習慣病の発症及び重症化の予防や、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進などに取り組んでいきます。



【基本構想に描く長期的な方向性】

- 疾病の早期発見、治療、リハビリから在宅医療に至るまで、必要な時に必要な医療や介護を受けられる体制を確立し、生涯を通じて、住み慣れた地域で支え合いながら暮らし続けられるまちをつくります。

一政策3 衛生一

【政策を取り巻く現状と課題】

- 現在、国内で様々な感染症が発生するリスクが上昇しており、本区においても感染症の拡大の抑制を図っています。今後、新型インフルエンザをはじめとする感染症の拡大予防などの対策を強化する必要があります。
- 本区では、食品の安全・安心の確保に向けた事業者への自主衛生管理を促進しています。食品衛生法等の一部改正により、令和2年6月からHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理に取り組むことが求められており、今後、小規模や高齢等でHACCPの実施が困難な食品関係事業者に対し、HACCPによる食品の衛生管理に対する理解促進と手法の導入に向けた支援の充実を図る必要があります。
- 本区では、患者等と医療機関との相互理解を促進するための患者相談窓口を設置するほか、偽装医薬品対策やインターネット販売の監視強化に取り組んでいます。今後、医療の質の向上や患者と医療機関とのコミュニケーションの改善や薬局等の監視体制を強化していく必要があります。
- 環境衛生関係営業施設に対して衛生指導や衛生確保に関する情報の提供を的確に行うことで、対象施設の衛生を適切に確保する必要があります。また、散歩中の飼い犬の排泄物の放置や、飼い主のいない猫の排泄物への苦情も絶えない状況にあり、飼育動物等の適正飼養の推進を進める必要があります。

【今後10年間で取り組む方向性】

- 感染症の感染予防及びまん延の防止を総合的に推進するとともに、区民や医療機関等に向けて、予防方法や対処方法を提供するなどの普及啓発活動を推進します。
- 食品の衛生管理手法としてのHACCPの着実な普及をはじめ、食の安全安心につながる必要な支援・指導に取り組みます。
- 患者等と医療機関との相互理解を促進するため、患者から寄せられる医療に関する相談等を受け付ける患者相談窓口の体制をさらに強化します。また、医療の質向上を促進するため、区内の医療機関に対し、法令改正等に関する周知徹底を図ります。
- 環境衛生関係法令に基づく営業施設の衛生監視やネズミ・衛生害虫の防除、生活衛生に関する相談対応体制の強化を図るため、衛生保持に関する担当職員の専門的な知識及び経験の習得を推進します。また、飼い犬の排泄物の放置防止や飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の実施増加に向けて、実効性の高い取組みを推進します。



【基本構想に描く長期的な方向性】

- 感染症の拡大予防や食品・医療の安全・安心に係る体制を確立するとともに、衛生的で快適な生活を送れるまちをつくります。

一政策4 高齢者支援一

【政策を取り巻く現状と課題】

- 現在、高齢者自身がこれまでの経験や知識を生かして地域で活躍できる環境づくりを進めています。今後、さらに高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせるようにするためには、高齢者がそれぞれの生活や心身状態に応じて、意欲的に活動できるように支援する必要があります。
- 現在、高齢者の運動習慣の促進や介護予防の推進に向けて、筋力向上トレーニングや回想法教室、運動習慣推進プラチナ・フィットネスなどの事業を行っています。また、自主グループ等により様々な介護予防活動に取り組んでいる高齢者が増えていることから、今後、高齢者の自主的な活動等が持続するように支援する必要があります。
- 近年、高齢化の進行に伴い、要支援・要介護者認定者数や認知症高齢者数が増加しており、今後、介護が必要な高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅介護サービスや在宅医療の充実を図る必要があります。また、認知症について、早期に適切な支援につなげるとともに、幅広い世代の地域住民が認知症を正しく理解し、共生していける社会を築く必要があります。

【今後10年間で取り組む方向性】

- 人生100年時代を見すえて、高齢者の就労や自主的な活動等を総合的に支援する仕組みを構築していきます。
- 高齢者が早い時期から介護予防事業や地域の介護予防活動に参加し、持続的に活動できるようにするために、介護予防及び活動拠点の支援の充実を図ります。
- 認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、認知症の普及啓発と認知症の早期発見・診断、早期治療、早期支援に取り組めます。



【基本構想に描く長期的な方向性】

- 高齢者が自分らしくいきいきと過ごすことができる環境をつくとともに、介護が必要となっても、住み慣れた地域の中で見守られ、互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちをつくりまします。

一政策5 障害者支援一

【政策を取り巻く現状と課題】

- 障害のある方の日中活動の場を確保するための施設を整備するとともに、地域での生活を支援するための拠点の整備を行っています。今後、障害のある方自身の重度化・高齢化や親等の高齢化・死亡等を起因として、地域生活を継続できなくなることが懸念される中、障害のある方が地域の中でいきいきと生活していけるよう、医療・介護・社会参加等、包括的な視点で在宅生活をより適切に支援する必要があります。また、多様な障害に関する相談に対して適切に対応するため、区と民間の相談機関が相互に連携して、障害のある方や家族が安心して相談できる相談支援体制を構築する必要があります。
- 本区では、障害者就労支援センターにおける就労支援や「チャレンジ雇用事業」を実施しています。今後さらに、就労意欲のある障害のある方の特例子会社への就労を含めた一般企業への就労を促進するため、民間の就労支援施設やハローワークとの連携を強化するとともに、職場の定着支援や福祉的就労への支援を充実する必要があります。
- 本区では、発達が心配される児童の発達を支援するため、児童発達支援センターの設置や幼稚園・保育園等に職員が出向き、幼児が集団参加している場面において必要な支援を行う保育所等訪問支援を実施しています。今後、支援の充実に向け、区内の保育所等訪問支援事業所との連携を強化するとともに、保育所等訪問支援事業に取り組む事業所の増加や知識と経験を有する人材の確保等を図る必要があります。

【今後10年間で取り組む方向性】

- 障害の重度化、自身の高齢化や「親亡き後」などへの備えを進めるとともに、障害のある方が地域の中でいきいきと生活していけるよう住まいの確保や医療・介護・社会参加等の包括的な視点による支援を進めます。また、より多くの区民に、障害への理解と障害者との交流を促進するための取組を進めます。
- 障害のある方の就労を支援し、障害のある方もない方も共に働ける環境を整備するとともに、就労後も継続して働き続けることができるよう、職場定着のための支援の充実を図り、福祉的就労の場では、就労者の工賃向上に結び付く収益性の高い事業の確保等を支援します。
- 今後、保育所等訪問支援事業を実施する事業所を増やすとともに、発達支援への多様なニーズに対応するため、子ども発達センターを中心とした取組の充実を図ります。



【基本構想に描く長期的な方向性】

- 発達の遅れや障害のある方が、一人ひとりの状況に応じ、ライフステージに応じた適切な支援を受け、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活できるまちをつくります。
- 障害のある方が、自らの可能性を十分に発揮しながら社会参加でき、障害のある方もない方も、共に働き、共に生活し続けることができるまちをつくります。

一政策7 低所得者支援一

【政策を取り巻く現状と課題】

- 生活困窮者自立支援法等に基づき、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の双方向の連続性のある支援を進めています。近年、生活困窮に至る事由や背景が多様化・複雑化している中、公共職業安定所や就労支援専門員による支援や就労に向けた動機付け支援等を行い、生活保護を脱却した世帯の割合も増加傾向にあります。今後、生活保護に至る前の生活困窮者の増加が想定され、長期のひきこもり等の理由により一般就労が容易でない者へ、日常生活や社会生活面など生活習慣形成に向けた支援の構築が必要です。
- 子どもたちが将来の進路の選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう子どもの学習支援事業にも取り組んでいます。また、ひとり親世帯の自立と経済的に安定した生活を送れるようにするため、就労支援等の自立支援を充実させるとともに、関連機関が連携して様々な支援策を活用し、重層的に支えていくことが必要です。

【今後10年間で取り組む方向性】

- 生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活保護に至る前の支援対象者の状況に応じた包括的・早期的な自立の支援に関する措置を講ずるとともに、生活保護制度の適正な運用による健康で文化的な最低限度の生活を保障します。
- 生活困窮世帯に属する子どもの学習支援をはじめ社会性の育成や社会経験の場の提供などの取り組みを行うとともに、世帯全体の生活状況について、様々な関係機関と緊密な連携を取りながら支援を展開していきます。また、ひとり親世帯が地域で生活し、自立した生活を送るための自立支援や関連機関の連携による支援策を講じます。



【基本構想に描く長期的な方向性】

- 生活に困窮する区民が地域社会とのかかわりを持ち、生活の安定と向上を図り、持てる能力を十分に発揮し、その人らしい人生を全うできる「葛飾」を実現します。
- 経済的な困難を抱える子どもが将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送ることができるまちをつくります。

一政策8 地域福祉一

【政策を取り巻く現状と課題】

- 福祉サービス第三者評価や福祉サービス苦情調整委員の設置などを行い、区民の権利及び利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図っています。今後、多くの事業所が福祉サービス第三者評価を受審するよう、積極的な働き掛けを行い、受審事業所数の増加を図る必要があります。
- 認知症高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用促進が課題として挙げられます。成年後見センターでは、平成26年度から市民後見人養成講座を開催し、修了生の中から希望者が、後見支援員として社会福祉協議会の法人後見の補助業務を行うことで、後見人となるための実務経験を積む取組みを始めています。後見支援員は年々増えているものの、実務経験を積むための活動の場が不足している状況にあります。そのため、後見支援員が実務を習得する機会を増やし、市民後見人の育成を図る必要があります。
- 本区では、7つの日常生活圏域ごとに、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を2か所ずつ設け、地域の身近な相談窓口として、高齢者とその家族への支援を行っています。今後は、地域共生社会の実現に向けて、高齢者のみならず、子ども、若者、障害者、生活困窮者など、分野を超えた包括的な支援体制の整備が求められています。
- 相談者が抱える問題が多様化していることに伴い、支援内容も複雑化していることを踏まえ、福祉に関係する機関が連携を図りつつ、支援を必要としている人や制度の狭間にある人に必要な支援が行き渡るための支援体制を充実させる必要があります。

【今後10年間で取り組む方向性】

- 区民が必要な福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、最新の情報提供を行います。また、事業者に対して、福祉サービス第三者評価の受審促進を図ります。
- 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者（若年性認知症の方を含む）など、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の活用に向けた基盤整備やより多くの区民が利用できるような仕組づくりを推進します。
- 複雑・多様化する高齢者の相談に総合的に対応できるよう、地域における身近な相談窓口として高齢者総合相談センターの職員体制の充実及び人材の育成を図るとともに、地域ケア会議を開催し、関係機関の地域ネットワークを強化します。
- 併せて、支援の必要なひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの積極的な把握に努めるとともに、関係機関との協力のもと、地域全体で見守り・支える仕組づくりを推進します。
- 区、社会福祉協議会、地域団体等及び区民が連携・協働して、支援が必要な家族や世帯全体を地域で支え合い、助け合う地域づくりを推進します。
- 子ども、若者、高齢者、障害者、生活困窮者、制度の狭間にある人などに対する包括的な支援体制の整備を進めます。



【基本構想に描く長期的な方向性】

- 区、区民、地域団体等が協働して、地域で支援を必要としている人や家族を包括的に支えることができる体制を確立し、誰もが住み慣れた地域で、支え合いながら、安心して自分らしい生活を送ることができるまちをつくります。

一政策16 人権・平和・ユニバーサルデザイン一

【政策を取り巻く現状と課題】

- 近年、様々な人権課題が生じており、今後の社会状況の変化等によっては、新たな人権課題の顕在化や人権課題の複雑化・多様化が進むことも想定されます。今後、男女共同参画をはじめ、同和問題、性自認・性的指向、インターネット上の人権侵害等、今日的な人権課題に対しても普及啓発と個々の抱える課題に寄り添った取組を進める必要があります。
- 現在、本区では戦後生まれの世代が約8割以上を占めていますが、非核平和に対する関心は高くなっています。世界平和や核兵器廃絶に対する、より多くの区民の理解を促進するため、今後も継続した啓発活動に取り組む必要があります。
- 本区では、平成18年度より「葛飾区交通バリアフリー基本構想」等に基づき、各駅圏等でバリアフリー化を進めてきました。今後、高齢化の進展に伴い、区内各所でバリアフリー化に対するニーズがより一層高まることが想定される中、生活と密接に関係する施設を結ぶ経路において、より一層のバリアフリー化に取り組む必要があります。

【今後10年間で取り組む方向性】

- 人権や多様性の尊重が、すべての人がその人らしく人生を輝かせて生きることや共生社会づくりを支える基本的理念であることを地域社会に浸透させるとともに、新たな人権課題に対しても理解を促進させるよう区民の意識啓発や人権教育を推進するとともに、個々の課題に対し適切な支援が図れるよう取り組みます。
- 戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の確立を祈念する取組として、戦争についての貴重な記憶や体験を若い世代へ引き継ぐための啓発活動を続けます。
- 高齢者をはじめ、障害のある方、妊産婦、けが人など、全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、区民や公共交通事業者、国、東京都などと一体となって地域のバリアフリー化を進めます。また、本区が実施するあらゆる事業において、計画・検討の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、「実施－評価－改善」といった過程を経て、継続的な見直しを行います。



【基本構想に描く長期的な方向性】

- あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人ひとりが持てる個性と能力を発揮してその人らしい人生を生きられる環境を整備し、誰もが互いの個性や違いを認め合い、共に支え生きる、多様性が尊重されるまちをつくります。
- 戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和を祈念し、世界平和や核兵器廃絶に向けた区民の意識の高い、平和を尊ぶまちをつくります。
- 一人ひとりが思いやりの心を持って主体的に行動するとともに、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができる、ユニバーサルデザインに貫かれたまちを実現します。